

産業環境委員会議案説明資料

令和3年12月9日

件名	頁
1 第122号議案 足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例	2

(産業経済部)

第 1 2 2 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 9 日

件 名	足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例																																																				
所管部課	産業経済部 企業経営支援課																																																				
内 容	<p>1 改正の概要</p> <p>令和 4 年度に実施する足立区勤労福祉会館大規模改修工事に伴い、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで現在の会館が使用できなくなるため、足立区勤労福祉会館条例の一部を以下のとおり改正する。</p> <p>(1) 位置を変更する。</p> <p>(2) 集会室及び使用料を変更する。</p> <p>※ 会館の一時移転概要は別紙 1 参照。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 会館の位置を、以下のとおり変更する。 東京都足立区綾瀬四丁目 1 0 番 6 号</p> <p>(2) 集会室及び使用料を、以下のとおり変更する。</p> <p>ア 集会室の変更</p>																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">現会館</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第 1 ホール</td><td>305</td><td>200</td></tr> <tr><td>第 2 洋室</td><td>127</td><td>90</td></tr> <tr><td>第 3 洋室</td><td>62</td><td>40</td></tr> <tr><td>第 4 洋室</td><td>47</td><td>16</td></tr> <tr><td>第 5 洋室</td><td>36</td><td>18</td></tr> <tr><td>和室</td><td>62</td><td>30</td></tr> <tr><td>工芸室</td><td>64</td><td>30</td></tr> <tr><td>レクリエーションホール</td><td>189</td><td>60</td></tr> <tr><td>展示ロビー</td><td>94</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>986</td><td>484</td></tr> </tbody> </table>	現会館			名称	面積 (㎡)	定員 (人)	第 1 ホール	305	200	第 2 洋室	127	90	第 3 洋室	62	40	第 4 洋室	47	16	第 5 洋室	36	18	和室	62	30	工芸室	64	30	レクリエーションホール	189	60	展示ロビー	94		計	986	484	➡	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">一時移転先</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>定員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>集会室 1 (2 階)</td><td>140</td><td>93</td></tr> <tr><td>集会室 2 (2 階)</td><td>100</td><td>45</td></tr> <tr><td>計</td><td>240</td><td>138</td></tr> </tbody> </table>	一時移転先			名称	面積 (㎡)	定員 (人)	集会室 1 (2 階)	140	93	集会室 2 (2 階)	100	45	計	240
現会館																																																					
名称	面積 (㎡)	定員 (人)																																																			
第 1 ホール	305	200																																																			
第 2 洋室	127	90																																																			
第 3 洋室	62	40																																																			
第 4 洋室	47	16																																																			
第 5 洋室	36	18																																																			
和室	62	30																																																			
工芸室	64	30																																																			
レクリエーションホール	189	60																																																			
展示ロビー	94																																																				
計	986	484																																																			
一時移転先																																																					
名称	面積 (㎡)	定員 (人)																																																			
集会室 1 (2 階)	140	93																																																			
集会室 2 (2 階)	100	45																																																			
計	240	138																																																			
<p>※ 定員は、集会室内に 3 人掛けの机を置いたレイアウトで、換気能力として一人当たり 1 時間当たり 3 0 ㎡を基に算出。</p>																																																					

イ 使用料の変更

		現会館		一時移転先	
名称		第1ホール		集会室1	
定員		200人		93人	
使用料	午前	7,100円		3,300円	
	午後	8,800円		4,000円	
	夜間	10,500円		4,800円	
	全日	23,400円		10,800円	
名称		第2洋室		集会室2	
定員		90人		45人	
使用料	午前	3,600円		1,800円	
	午後	4,500円		2,200円	
	夜間	5,500円		2,700円	
	全日	12,400円		6,200円	

※ 使用料は、現会館の定員を基に算出。

集会室1は第1ホール（定員200名）の53.5%減で算出。

集会室2は第2洋室（定員90名）の50%減で算出。

3 新旧対照表

別紙2参照。

4 財政への影響

(1) 令和3年度予算計上への影響

ア 移転先施設の賃貸借契約料1,325万円（令和4年3月賃料税込275万円、一時金1,050万円）の負担増。

イ 集会室整備物品等購入費として、約190万円の負担増。

ウ 令和4年3月に実施する清掃・害虫駆除委託費、3月分の光熱水費、機械警備費等として約190万円の負担増。

(2) 令和4年度予算計上への影響

ア 移転先施設の賃貸借契約料（令和4年4月から令和5年3月までの賃料）として、3,300万円（※月賃料税込275万円×12か月）の負担増。

イ 集会室変更による使用料収入見込み額として、約500万円程度の減収。

5 施行年月日

令和4年4月1日から施行する。

問題点
今後の方針

近隣住民、会館利用者等に丁寧に周知・説明していく。

一時移転期間は、令和5年3月31日までを予定しており、令和4年第4回定例会での条例改正を行う予定である。

なお、建物東側の敷地（駐車スペース）は区で賃借しない。所有者側で活用が検討されている（有料駐車場等）。

足立区勤労福祉会館の一時移転について

1 概要

足立区勤労福祉会館の大規模改修工事に伴い、近隣民間施設を賃借して会館を一時移転する。

2 移転期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 区民利用は令和4年4月上旬頃から令和5年3月下旬頃までの予定

3 移転場所・建物利用・管理運営について

(1) 移転先住所

足立区綾瀬四丁目10番6号

※ 右図参照

(2) 移転先建物

第6大室ビル（3階建て）

(3) 建物賃貸借契約について

ア 契約期間 令和4年3月1日から令和5年3月31日まで

※ 令和4年3月は移転準備期間

イ 家賃 月額税込み 2,750,000円

(4) 建物の利用方法

ア 1階 会館事務室・チャレンジ学級等

イ 2階 貸室（区民利用）

ウ 3階 物品等保管

エ 各業務の移転先について



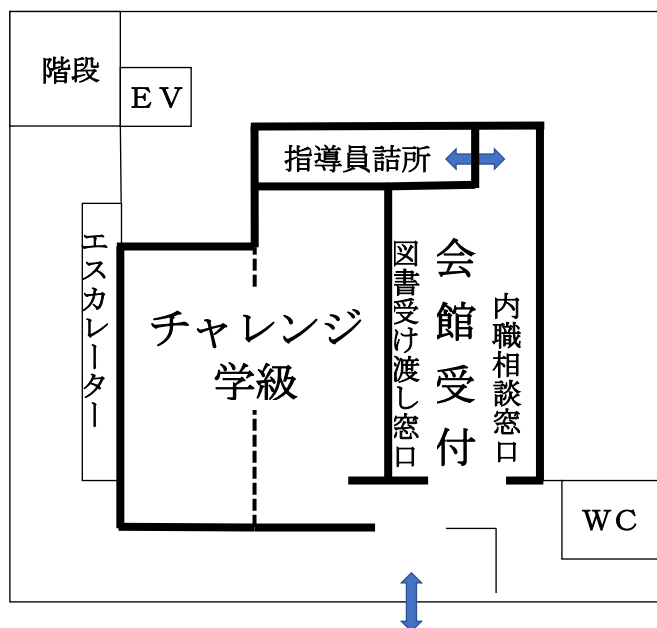
	業務	移転先	所管
1	勤労福祉会館	受付・事務室 1階 貸室 2階	産業経済部 企業経営支援課
2	綾瀬教育相談	※「こども支援センター げんき」に移転	こども支援センターげんき 教育相談課
3	チャレンジ学級 綾瀬教室	1階	
4	図書受け渡し 窓口	1階	地域のちから推進部中央図書館
5	内職相談窓口	1階	産業経済部企業経営支援課
6	路上喫煙防止 指導員詰所	1階	地域のちから推進部地域調整課

(5) 管理運営

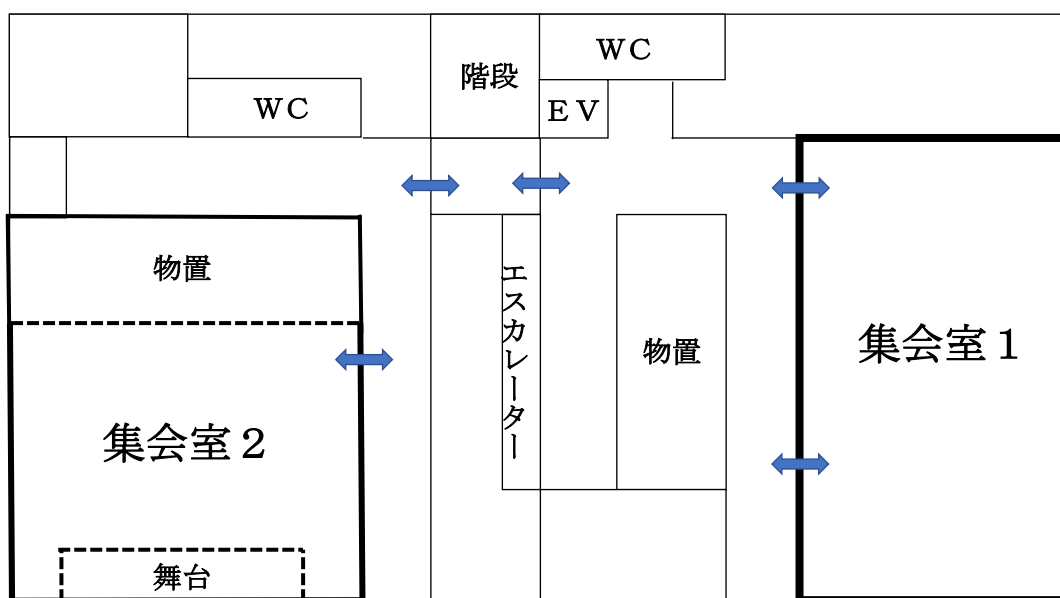
現在の指定管理者が引き続き管理運営を行う。

4 移転先の館内図面について

(1) 1階図面



(2) 2階図面



5 現会館の大規模改修について

(1) 主な工事内容

内装、空調設備、電気設備、照明設備、給排水設備、放送設備、電話設備

※ トイレは改修済みのため今回の工事には含まない。

(2) 工事期間 (予定)

令和4年4月から令和5年2月まで

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区勤労福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年 9 月29日 条例第30号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和58年条例第34号 昭和58年条例第62号 昭和59年条例第13号 昭和61年条例第17号 昭和61年条例第77号 平成 3 年条例第53号 平成12年条例第33号 平成16年10月25日条例第36号 平成17年10月24日条例第45号 平成20年 6 月26日条例第39号 平成25年 3 月28日条例第13号 平成26年 3 月28日条例第18号</p> <p style="text-align: center;">足立区勤労福祉会館条例</p> <p>第 1 条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 足立区勤労福祉会館 位置 <u>東京都足立区綾瀬一丁目34番 7 ー102号</u></p>	<p>○足立区勤労福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年 9 月29日 条例第30号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>昭和58年条例第34号 昭和58年条例第62号 昭和59年条例第13号 昭和61年条例第17号 昭和61年条例第77号 平成 3 年条例第53号 平成12年条例第33号 平成16年10月25日条例第36号 平成17年10月24日条例第45号 平成20年 6 月26日条例第39号 平成25年 3 月28日条例第13号 平成26年 3 月28日条例第18号 <u>令和 3 年 月 日 条例第 号</u></p> <p style="text-align: center;">足立区勤労福祉会館条例</p> <p>第 1 条 現行のとおり</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 足立区勤労福祉会館 位置 <u>東京都足立区綾瀬四丁目 1 0 番 6 号</u></p>

改正前	改正後																																								
<p>第3条 略</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 会館には次の施設を設ける。</p> <p><u>(1) 集会室(洋室 和室)</u></p> <p><u>(2) 工芸室</u></p> <p><u>(3) 展示ロビー</u></p> <p><u>(4) レクリエーションホール</u></p> <p>第5条から第19条 略</p> <p>付 則</p> <p>略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>1 集会室等</p> <table border="1" data-bbox="172 1026 1066 1439"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>午前 午前9時～午後零時30分</th> <th>午後 午後1時～午後5時</th> <th>夜間 午後5時30分～午後9時30分</th> <th>全日 午前9時～午後9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1ホール</td> <td>7,100円</td> <td>8,800円</td> <td>1万500円</td> <td>2万3,400円</td> </tr> <tr> <td>第2洋室</td> <td>3,600円</td> <td>4,500円</td> <td>5,500円</td> <td>1万2,400円</td> </tr> <tr> <td>第3洋室</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>第4洋室</td> <td>1,800円</td> <td>2,300円</td> <td>2,700円</td> <td>6,200円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	午前 午前9時～午後零時30分	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後5時30分～午後9時30分	全日 午前9時～午後9時30分	第1ホール	7,100円	8,800円	1万500円	2万3,400円	第2洋室	3,600円	4,500円	5,500円	1万2,400円	第3洋室	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円	第4洋室	1,800円	2,300円	2,700円	6,200円	<p>第3条 現行のとおり</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 会館には施設として集会室を設ける。</p> <p><u>(1)から(4) 削る</u></p> <p>第5条から第19条 現行のとおり</p> <p>付 則</p> <p>現行のとおり</p> <p><u>付 則(令和3年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表(第7条関係)</p> <p><u>(削る)</u></p> <table border="1" data-bbox="1171 1026 2065 1350"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>午前 午前9時～午後零時30分</th> <th>午後 午後1時～午後5時</th> <th>夜間 午後5時30分～午後9時30分</th> <th>全日 午前9時～午後9時30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室1</td> <td>3,300円</td> <td>4,000円</td> <td>4,800円</td> <td>1万800円</td> </tr> <tr> <td>集会室2</td> <td>1,800円</td> <td>2,200円</td> <td>2,700円</td> <td>6,200円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	午前 午前9時～午後零時30分	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後5時30分～午後9時30分	全日 午前9時～午後9時30分	集会室1	3,300円	4,000円	4,800円	1万800円	集会室2	1,800円	2,200円	2,700円	6,200円
施設名	午前 午前9時～午後零時30分	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後5時30分～午後9時30分	全日 午前9時～午後9時30分																																					
第1ホール	7,100円	8,800円	1万500円	2万3,400円																																					
第2洋室	3,600円	4,500円	5,500円	1万2,400円																																					
第3洋室	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円																																					
第4洋室	1,800円	2,300円	2,700円	6,200円																																					
施設名	午前 午前9時～午後零時30分	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後5時30分～午後9時30分	全日 午前9時～午後9時30分																																					
集会室1	3,300円	4,000円	4,800円	1万800円																																					
集会室2	1,800円	2,200円	2,700円	6,200円																																					

改正前					改正後
第5洋室	1,100円	1,400円	1,700円	3,600円	
和室	2,000円	2,300円	2,700円	6,200円	
工芸室	2,100円	2,400円	2,900円	6,400円	
展示ロビ	1日につき 6,400円				
ニ					
レクリエ	4,400円	5,400円	6,400円	1万4,600円	
ーション					
ホール					
備考 第1ホール及び展示ロビーの利用者が物品の販売及び入場料その他これに類する金銭の徴収をする等営利目的で使用する場合は、それぞれの使用区分の使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。					(削る)
2 卓球の個人使用					
使用単位		金額			
1人1時間		100円			
備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。					